

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者 } 様
各介護保険施設運営法人代表者 }

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

岐阜県介護職員処遇改善支援補助金の申請受付開始について

平素より、県の高齢者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げることを目的として、下記のとおり補助事業を実施します。

各事業者におかれましては、「岐阜県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「岐阜県介護職員処遇改善支援補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）等をご確認のうえ、補助要件に該当する場合には、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

1 申請様式

（申請様式は県ホームページからダウンロードしてください。掲載は令和4年4月4日（月）を予定しています。）

【必須】

- ・ 交付申請書（別記第1号様式）
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金計画書（別紙様式2-1）
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個票）（別紙様式2-2）

【該当する場合のみ】

- ・ 介護職員処遇改善支援補助金に係る特別事情届出書（別紙様式4）
- ・ 債権譲渡事業者における振込先口座通知書（参考様式）

※介護報酬について債権譲渡している法人は必ず提出してください。

2 申請方法

原則として、次の電子メールアドレスまで電子メールにより提出をお願いします。（紙での提出は不要です。）

【提出先電子メールアドレス（介護職員処遇改善支援補助金専用アドレス）】

shienhojokin@govt.pref.gifu.jp

※添付ファイル（ワード・エクセル）名及びメール件名は、「法人名（介護支援補助金）」としてください。

例）「社会福祉法人〇〇会（介護支援補助金）」

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」の計画書は、各指定権者への提出が必要ですが、加算にかかる計画書の提出とは別に、本補助金の計画書等は岐阜県高齢福祉課への提出が必要です。岐阜県高齢福祉課に介護職員処遇改善支援補助金計画書等の提出がない場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。

例1）「岐阜市」内でデイサービスを運営している場合：

- ・「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」の計画書
⇒「岐阜市」に提出
- ・「介護職員処遇改善支援補助金」の計画書 ⇒「岐阜県高齢福祉課」に提出

例2）「大垣市」内で、グループホームとデイサービスを運営している場合：

- ・「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」の計画書
⇒「岐阜県西濃県事務所」と「大垣市」に提出
- ・「介護職員処遇改善支援補助金」の計画書 ⇒「岐阜県高齢福祉課」に提出

3 申請受付期間

令和4年4月4日（月）から令和4年4月15日（金）まで

4 留意事項

- ・ 県ホームページにて、交付要綱、実施要綱、申請様式、厚生労働省QA等の詳細を掲載しておりますので、必ずご確認ください。

【県ホームページ URL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/197731.html>

5 問い合わせ先

内容により問い合わせ先が異なりますので、別紙「問い合わせ先一覧」にてご確認ください。

6 過去の関連お知らせ

- ・ 令和4年2月14日付け高第1238号「介護職員処遇改善支援補助事業の実施について

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
住 所	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		
係 長	堀部	担 当	青木・大野
問合せ	上記5の各問い合わせ先へお願いします。		